

議会運営委員会会議録

平成19年7月6日(金)

(開 会) 9:05

(閉 会) 9:55

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

人事議案について、執行部の説明を求めます。

○ 市長

本日提案させていただきます案件は、議案第94号から議案第96号までの3件につきましては、平成19年4月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市片島2丁目3番11号 松岡芙貴子氏、飯塚市太郎丸143番地3 花村勲氏、飯塚市弥山1639番地1 吉村清輝氏を人権擁護委員の候補として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。以上、人事議案3件を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、人事議案の取扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

只今市長から説明がありました、議案第94号から96号までの3件につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、いずれも人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしくお願いたします

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人事議案の取扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人事議案の取扱いについては、そのように決定いたしました。次に、議員提出議案の取扱いについて各会派の賛否を事務局から報告させます。

○ 議事課長

お配りしております議員提出議案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思います。案件に記載の1番 日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書(案)2番の教育予算の確保と充実を求める意見書(案)以上の意見書案2件については、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

○ 委員長

意見書(案)2件に対する各会派の賛否は、ただ今報告があったとおりでございますので、意見書(案)の取扱いについて、おはかりいたします。日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書(案)は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農

林水産大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書(案)については、そのように決定いたしました。次に、教育予算の確保と充実を求める意見書(案)は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は文部科学大臣、外務大臣、総務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書(案)については、そのように決定いたしました。次に、非核平和都市宣言について執行部に説明を求めます。

○ 総務課長

非核平和都市宣言についてご説明いたします。非核平和都市宣言につきましては、合併前の旧1市4町全てで行っております。また、全国73%の自治体においても行っているところでございます。このことから、本市におきましても広島・長崎の原爆投下の日に先立つ本年8月1日をもって、非核平和都市宣言を行うものでございます。なお、宣言後は直ちに日本非核宣言自治体協議会に加盟し、他の自治体、関係団体等と連携、協力しまして、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、努力してまいりたいと考えております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、非核平和都市宣言についての取扱いを事務局から説明させます

○ 議事課長

ただいま執行部から説明がありました非核平和都市宣言については、議員提出議案の質疑・討論・採決の後に報告を受けていただいております。ご審議方よろしく願います。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。非核平和都市宣言についての取扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、非核平和都市宣言についての取扱いについては、そのように決定いたしました。次に、「議員提出議案第8号 飯塚市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の取扱いについて、事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、民友クラブの道祖議員から、「議員提出議案第8号 飯塚市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」が、提出されております。この議案の取扱いに関しましては、議員提出議案第6号、第7号の提案理由説明・質疑・討論・採決の後に急施事件と認めて日程追加をはかっていただき、上程し、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、討論・採決を行っていただいておりますので、ご審議方よろしく願います。

○ 委員長

事務局からの説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば願います。

○ 道祖議員

今、事務局より説明していただきましたが、現在いただいております政務調査費を月5万円というふうになっておりますが、これを8月1日から4万円というふうにさせていただきたいという案件でございます。と申しますのは、行財政改革を市が行っている中で、議会も何らかの協力をやはりしていく必要があるだろうというふうに思い、この案を提出させていただいております。提出にあたっては、昨年3月に合併いたしましたして、行政面積は214㎡と旧の飯塚から言えば3倍の行政面積になっておりますし、人口も増えておりますので、議員活動については過去よりもいろいろと広範囲で行っていく必要があるのではないかと思います。思いますが、しかし、さっき言ったように市が進めております行財政改革に対して、やはり議会も何らかの態度を示すべきだというふうに思い、この案を提出させていただいておりますことをご理解いただき、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

私は、政務調査費については、議員活動を支える上で必要なものだと考えております。同時に、その額、使途基準については、市民の納得、理解を得られるものでなくてはならないと考えるわけです。そういった点で言いますと、先ず使途基準については、現在の飯塚市の使途基準で言うと、30万円までは海外視察費に充てることができるというふうになっているんですね。この点について、私は従来から申したことがあると思うんですが、海外視察30万円までということについては、市民の理解が得にくい状態が続いているのではないかと、議員が海外に行つてまで視察したいものがあれば、それは税金によらずに行くべきではないかと思うわけです。そういうふうに、使途基準についての見直しの検討の必要性も感じております。同時に、額については、先ほど市民の理解、共感を得られるものというふうに言ったと思うんですが、現段階では市民の公式的な意思表示としては、私が知る限りでは、二つの団体から政務調査費は廃止すべきだとの意見が出てるんですね。要求があがっております。そういった点から言うと、私は額についても市民の意見をよく聞いて判断するべきだろうと思うんですね。ですから、そういう意味では使途基準の問題、それから額の問題についても、例えば議長の主催する市民懇談というようなかたちでも、市民の意見を正確に聞く、そういう機会を作るべきだと思うわけです。そういった点から言うと、この間いろんな議論が会派間で行われてきておりますけど、今日、議員提出議案というかたちで金額を年間48万円ということで、出されることについては、市民の意見を聞いていないということで、提出は見送ることはできないのかと思うんですね。提出者にお尋ねします。

○ 道祖議員

私は、リコール後の議会でありますから、早く議会改革に対する議員の姿勢というものを示すべきだというふうに思いまして、この案を提出させていただいております。それと、確かに二つの団体から政務調査費についてはゼロにというような要望書が出ておりますけれど、私どもが今制定しております政務調査費については、上限が今まで5万円ということになっておつて、加減はゼロなんですね。今回、その上限を1万円下げて4万円にさせていただきたいと、だからこれは使途の問題は各個人の判断によるところであります。ですから、いろいろとご要望がある中で、ご要望がその内容を理解し、自分の議会活動に支障がない方は、例えば政務調査費を全部使わないで、最終的にはお戻しするというのも可能でありますので、その点ご理解いただきたいと思います。それと、使途基準につきましては、一応現行のままと考えております。きちっと私は議員活動で、使途について後で指摘されたときに、十分説明できる議員活動を行つておれば、それはそれでよろしいのではないかとこのように判断しております。

○ 川上委員

私が言ったのは、上限だよという意味は分かります、それ以下なら返せばいいじゃないかというの分かるんだけど、今公式に上がっている意見というのは、廃止を求めているんですね。だから、これは1円もだめだよということです。先ほど言ったように、日本共産党の考え方とは食い違いが勿論あるわけです。しかしながら、いろんな意見もあります。この額ぐらいならいいんじゃないかなど、いろんな市民の意見があるでしょう。それを議会として聞く機会を作っていないということの問題にしておるわけです。旧飯塚市議会では、政務調査費の制度を導入するときに、議会運営委員会で各市民団体のみなさんから代表に来ていただいて、お話を聞いて制定した経過がありますでしょう。私はそれは、大事なことだったと思うんですね。作るときには、途中合併ということがありましたけれども、そういうみなさんの意見を聞いておるわけですから、制度を変えるというときにも、やっぱりそうした市民の意見を聞く機会を作るべきだと思うんですね。重ねて質問いたします。

○ 道祖議員

平成13年3月12日に、おっしゃるように議会運営委員会で4人の参考人の方を来ていただいて、いろいろな意見を賜っております。4人の方がそれぞれの立場で、6人でしたか、それぞれの立場でそれぞれの意見を述べられまして、そしてその結果として旧飯塚の政務調査費の条例を制定したという経緯がありますので、私は市民のみなさんは4年間経っておりますけれど、市民のみなさんの意見はある程度入れられておるのではないかと思いますし、またそのときのご意見をお聞きして、他の都市で問題を加味しだしておりますけれど、領収書をきちっと1円まで付けて、そしてそれは議長に報告し、それは隠し事ではありませんから、オープンに出来るようになっておりますので、だからそれはそれなりにきちっと透明性をもっておるのではないかというふうに思っております。従いまして、今回はあくまでも行財政改革をやる中で、議会としてどのようにその行財政改革に協力していく。これが金額が1万円で、理解を得られるのかというと、それはいろいろご意見もあるとは思いますが、先ほど述べましたように、合併ということもありまして、行政面積も広がっております、人口もひろくなっております。そういうことから言いますと議員活動も広範囲にわたるということで、今回はこのような提案をさせていただいておるということをご理解賜りたいと思っております。

○ 芳野委員

飯塚市の財政が厳しいということで、行財政改革に議会としても協力するということについては、やぶさかではないわけですが、それではどこまで協力できるのか、将来性も見た中で、いずれ出てくるでありましょう議員報酬、また議員定数の関係もございまして、こういったものをひとくくりにして、一つの委員会か特別委員会か、あるいは議会運営委員会でもかまわないんですけども、そういったかたちの中でしっかりと練って答えを出すべきではなからうかと思っております。よろしく願いいたします。

○ 道祖議員

物事を進めていくには、いろいろな考えがあると思います。前回の費用弁償につきましては、私は実費というかたちで提案させていただきまして、ある方々はゼロというかたちで出されております。本会議場で、オープンなかたちで議論がされておるわけです。でありますから、議員提出議案は、ご承知のように3人以上の議員が連名で提出するようになっております。今回も私はそのように手順を踏んでおります。今、質問委員がおっしゃる内容を検討すべきだと思うのであれば、自会派のほうでご検討いただいて、この委員会に提出し本会議場で、公開の場で、オープンなかたちで議論することも可能ではないかと考えております。今回は、私はそういうふうに考えながら一つずつ提案させていただいてるということをご理解いただき、ご賛同をお願いいたします。

○ 芳野委員

最終的に、この根拠とかいう話になってくると非常に厳しいかたちが出てこうかと思います。本当に、将来にわたってこれで大丈夫なのかというような根拠、そういうようなものを示すことが出来るのでしょうか。

○ 道祖議員

それは、私は今の状態で、先ほどから提案理由を説明させていただいております。その思いで、提案させていただいております。それが、つまらんとするならば、こうあるべきだという代案を出していただきたい。考えを示していただきたいと、それについて真摯に検討することは、私はやぶさかではありません。

○ 芳野委員

代案を出すもなにも、今日やるというわけでしょう。委員会付託を省いて、その中できちんとしたかたちのものをですね、今から、まあみなさんに満足していただける話が作れるかと、だからあまりにも性急すぎやしないかという話をしておるんです。

○ 道祖議員

この提出にあたっては、私はリコールを受けて議会が解散され選挙に臨んできております。その選挙活動から、今日まで考えていろいろと会派の中で検討し、また意を一緒にする人たちと検討してきております。この間、時間は十分にあったと私は考えております。でありますから、言うようにこれが問題であると言うならば、対案を出していただきたいと思うわけであります。

○ 芳野委員

伺うところによりますと、これ9月までに延期して9月にやろうという話だったと思っておりますが、どうなっておるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 9:50

再開 9:51

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議員提出議案第8号 飯塚市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の取扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

○ 江口委員

今の議論のなかでも、やはり十分な審議が必要だと私のほうも考えております。よって、委員会付託を省略し本会議即決ではなく、議会運営委員会のほうに付託をしていただきたいと思っております。委員長において、よろしく取り計らいのほどお願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 9:52

再開 9:54

委員会を再開いたします。他に異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第8号 飯塚市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の取扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、

委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。